

和歌山県監査公表第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年12月27日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
有田振興局	令和6年11月5日
紀中県税事務所	〃
和歌山県立箕島高等学校	〃
和歌山県立有田中央高等学校	〃
和歌山県立耐久高等学校	〃
和歌山県立たちばな支援学校	〃
和歌山県有田湯浅警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 有田振興局地域づくり部

- (ア) 収入印紙類使用簿において、現物確認を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。
- (イ) 旅費の支出において、通勤自家用車等認定距離及び調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 和歌山県立有田中央高等学校

- (ア) 資源廃棄物引取処分業務に係る単価契約について、資源廃棄物の売却収入から、処分費用が必要な廃棄物に係る委託料を控除し、収入調定していたので、総計予算主義の原則に則って適正に処理されたい。
- (イ) 資源廃棄物引取処分業務に係る単価契約について、資源廃棄物の売却収入に関する調達を実施したにもかかわらず、資源廃棄物の処分費用として委託料を支払う内容の契約書を交わしていたので、適正に処理されたい。
- (ウ) 住居手当において、認定月を誤り過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県立たちばな支援学校

使用料及び賃借料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。